

木津用水だより



発行No. **48**
令和6年6月1日

発行所 木津用水土地改良区
所在地 小牧市中央一丁目346番地
電話 0568-72-3911



犬山頭首工小水力発電所

水中タービン発電機 最大出力199kw

目次

ごあいさつ	… 1	令和5年度土地改良事業報告	… 6
国営事業所だより	… 2	令和6年度土地改良事業計画	… 6
令和5年度通常総代会	… 3	令和6年度取水計画	… 7
役員・総代会正副議長	… 3	事務局機構図	… 8
総代・委員会委員名簿	… 4	お願い・お知らせ	… 9~10
令和4年度決算報告	… 5		



ごあいさつ

木津用水土地改良区

理事長 穂積 英一

初夏の候、組合員の皆様方には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は木津用水土地改良区の事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

近年は、猛暑のような異常気象、度重なる豪雨、各地で頻発する地震災害などが多くなっております。木津用水土地改良区も時代の変化に合わせつつ、先人たちが築き上げた歴史・伝統を守りながら運営をしていきたいと考えております。

令和6年2月13日に任期満了による総代会総代総選挙、令和6年3月2日の臨時総代会で役員総選挙が行われ、新しい総代、役員が決定いたしました。また、3月7日の理事会におきまして、理事の皆様のご推挙により私が理事長の要職を務めさせて頂く事となり、責任の重さを痛感いたしております。副理事長には、第2被選挙区（合瀬川水系）から長谷川信夫さん、第3被選挙区（五条川水系）から伊藤十代司さん、また、総括監事には、第1被選挙区（新木津水系）の柴田祥一さんがご就任されましたので併せてご報告申し上げます。

さて、3月28日の通常総代会において、総代定数の変更に伴う定款の改正、令和6年度予算を含む12議案を議決させていただきました。

国営新濃尾農地防災事業につきましては、皆様方の格別のご支援により順調に推移しております。今年度につきましては主に小牧市地内と春日井市地内での用水路改修工事と、犬山頭首工下流左岸導水路の余水吐を利用した小水力発電施設の工事が完了され、使用開始される予定です。

また、県営事業につきましては、岩倉用水路の改修工事を木津用水の負担のない県営水質保全対策事業として令和元年度から工事着手し、今年度も昨年度に引き続き大口町地内及び一宮市地内で用水管路や分水施設の改修が計画されております。

引き続き組合員の皆様を始め関係地域の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、土地改良区事業運営には、先人の築かれました貴重な資産を守っていくために、役職員一致協力してまいりますので一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。まして挨拶とさせていただきます。



国営事業所だより

～ 国営事業の実施状況について ～

新濃尾農地防災事業所

所長 川中正光

日頃より、穂積理事長をはじめ木津用水土地改良区の皆様には、国営新濃尾土地改良事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。

おかげさまで、平成10年度の国営事業の着手以降、基幹水利施設の整備は着実に進捗しております。

平成27年度から進めてきています新木津用水路の整備は、計画しています全体10.6kmのうち令和5年度末までに約8km・7割強は終えています。引き続き、令和6年度は約0.7kmの整備を8件の工事により進めることとしています。

また、令和3年度に着手しました犬山頭首工小水力発電施設の工事は、本年度の供用開始に向け最終段階に入ってきています。

わが国では、2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこととしています。小水力発電は、石炭などによる火力発電に比べて、発電時に温室効果ガスを排出しないため、カーボンニュートラルの一助となるものでもあります。

木津用水土地改良区の皆様には、国営事業における用水路工事をはじめ濃尾用水地域における農業農村整備事業の計画的な実施について、地域一丸となりご尽力いただきますことをお願い申し上げます。

さて、現下の世界と我が国の「食」をめぐる情勢が大きく変化してきています。

気候変動による異常気象や自然災害の頻発、アジアやアフリカでの人口増加、中国やインド等の経済成長を背景として食料需要が増加し、これまでのように自由に買い付けができなくなってきています。加えて、今なお絶えない各地の紛争、新型コロナの感染症のまん延による物流の混乱など、貿易を不安定にする事象が生じています。

また、我が国においては、農業者・農村人口が減少するなか、農業生産の維持を図り、農村の地域コミュニティの機能を向上させていく必要があります。

さらに、農業についても、環境に負荷を与える側面があることを踏まえ、環境と調和のとれた生産から消費までの食料システムを作っていく必要があります。

このような国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を、地域の成長へとつなげていくため、農政の憲法と位置付けられる「食料・農業・農村基本法」の改正法案を今国会に提出しています。

基本法の改正法案は、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持の実現を目指して、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等を定めるものです。

農林水産省としては、改正後の基本法の方向性に基づき必要な施策を進めることで、環境と調和した農業を振興し、農地の適正な利用を図り、農業者が農で働くことで楽しさとやりがいを持ち、国民の皆様へ安定的な食料を届ける責務を果たしていくことを実現していきたいと考えています。

最後になりますが、木津用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

令和5年度通常総代会開催される

令和6年3月28日開催の通常総代会において提案された12議案が原案どおり可決成立しました。

- 議案第1号 木津用水土地改良区定款の一部を改正する議決について
- 議案第2号 木津用水土地改良区総代選挙規程の一部を改正する議決について
- 議案第3号 木津用水土地改良区役員選挙規程の一部を改正する議決について
- 議案第4号 木津用水土地改良区維持管理計画書の一部を改正する議決について
- 議案第5号 木津用水土地改良区規約の一部を改正する議決について
- 議案第6号 木津用水土地改良区会計細則の一部を改正する議決について
- 議案第7号 木津用水土地改良区総代会傍聴規則の一部改正する議決について
- 議案第8号 令和6年度賦課金の賦課額・徴収方法及び徴収時期等について
- 議案第9号 令和6年度農地転用決済金について
- 議案第10号 令和6年度一般会計収支予算について
- 議案第11号 令和6年度金銭預入先金融機関について
- 議案第12号 令和6年度一時借入金について



令和6年度一般会計収支予算

収入		支出	
款	予算額(円)	款	予算額(円)
1.土地改良事業収入	112,999,000	1.土地改良事業費支出	71,802,000
2.附帯事業収入	10,284,000	2.一般管理費支出	114,155,000
3.基本財産運用収入	827,000	3.土地改良事業負担金支出	6,273,000
4.特定資産運用収入	348,000	4.借入金返済支出	2,000
5.補助金等収入	48,686,000	5.支払利息	2,000
6.交付金収入	10,800,000	6.固定資産取得支出	5,975,000
7.寄付金収入	1,000	7.出資金取得支出	1,000
8.業務受託料収入	2,500,000	8.差入保証金差入支出	1,000
9.雑収入	472,000	9.特定資産積立支出	62,300,000
10.借入金収入	2,000	10.雑支出	800,000
11.特定資産取崩収入	75,386,000	11.他会計繰出額	1,000
12.固定資産売却収入	5,000	12.繰越金	1,000
13.出資金返還収入	1,000	13.予備費	3,000,000
14.差入保証金回収収入	1,000		
15.他会計繰入金	1,000		
16.繰越金	2,000,000		
合計	264,313,000	合計	264,313,000

令和6年度役員総代会議長・副議長

任期 令和6年3月7日～令和8年3月6日

理事(敬称略)

役職名	氏名
理事長	穂積英一
副理事長	長谷川信夫
副理事長	伊藤十代司
理事	笹田禮一
理事	安藤邦彦
理事	長谷川敬則
理事	水野哲夫
理事	山内秀敏
理事	服部健久

監事(敬称略)

役職名	氏名
総括監事	柴田祥一
監事	小川明優
監事	清水孝雄
監事	河合俊英
監事	秋田幹雄
監事	丹羽匡
員外監事	土屋貴士

議長・副議長(敬称略)

役職名	氏名
議長	櫻井勝義
副議長	伊藤賢児

就任 令和6年3月1日

新総代決定

令和6年2月13日に総代選挙が執行され、次の方が総代に当選されました。(敬称略)

氏名	選挙区
吉田 廣明	第1区
安井 勝利	
伊東 修造	
長谷川 勝洋	
長江 保治	
笹田 禮一	
鈴木 弘之	
梶川 秀男	
前川 桂介	
長谷川 敬則	
丹羽 美博	
西脇 利行	
栗木 逸治	
水野 正元	第3区
小川 明優	
松浦 正典	
穂積 英一	第4区
河村 賢治	
河村 弘孝	
岡島 一雄	
柴田 祥一	
長谷川 輝一	
舩橋 憲彦	第5区
服部 健久	
熊澤 正二	
丹羽 匡	
稲山 善宥	
秋田 高宏	
舟橋 雅彦	第6区
吉田 光夫	
長谷川 信夫	
佐藤 正司	
伊藤 賢児	
舟橋 正日出	
加藤 克弘	
森 正芳	第7区
清水 孝雄	
堀部 一良	
大野 孝則	

氏名	選挙区
森川 勲	第7区
加藤 和生	
舟橋 義彦	
天野 章一	第8区
水野 哲夫	
石田 正明	
後藤 克己	
安井 政義	
魚住 安正	
井上 善正	第9区
水野 高作	
櫻井 勝義	
小笠原 義郎	
浅田 義弘	
山内 秀敏	
河村 光将	第10区
鈴木 和彦	
鈴木 須美男	
石黒 賢充	
長谷川 芳久	
佐野 澤雅雄	
秋田 幹雄	第11区
岸 俊秀	第12区
伊藤 利根	
寺澤 学	
安藤 邦彦	
渡邊 一己	
酒井 清昇	
吉田 芳和	
河合 俊英	
丹羽 義明	
吉村 徳章	
鈴木 雅博	
土田 康雄	
青木 康弘	第14区
伊藤 十代司	第15区
江端 義人	
杉本 俊人	
三輪 勝美	

任期 令和6年2月28日～令和10年2月27日

令和6年度常任委員会委員決定

令和6年3月14日開催の理事会において各委員会委員が選任され、令和6年4月18日開催の委員会で下記のとおり委員長・副委員長が決定いたしました。(敬称略)

【土木委員会】

役職	氏名
委員長	服部 健久
副委員長	前川 桂介
委員	舩橋 憲彦
委員	石田 正明
委員	鈴木 須美男
委員	吉村 徳章

【庶務委員会】

役職	氏名
委員長	山内 秀敏
副委員長	土田 康雄
委員	伊東 修造
委員	栗木 逸治
委員	秋田 高宏
委員	大野 孝則

【用排水調整委員会】

役職	氏名
委員長	長谷川 敬則
副委員長	酒井 清昇
委員	長江 保治
委員	河村 弘孝
委員	加藤 和生
委員	浅田 義弘

令和4年度決算報告

令和5年10月3日開催の臨時総代会において次のとおり令和4年度決算が承認されました。
 なお、収入支出の差引残額はいずれも令和5年度へ繰越しされました。

令和4年度一般会計収支決算

収入		支出	
款	予算額 (円)	款	予算額 (円)
1.土地改良事業収入	123,496,990	1.土地改良事業費支出	52,547,099
2.附帯事業収入	9,044,480	2.一般管理費支出	99,990,034
3.基本財産運用収入	2,120,596	3.土地改良事業負担金支出	6,863,343
4.特定資産運用収入	406,295	4.借入金返済支出	2,098,180
5.補助金等収入	39,102,506	5.支払利息	6,985
6.交付金収入	9,000,000	6.固定資産取得支出	0
7.寄付金収入	151,640	7.出資金取得支出	0
8.業務受託料収入	1,089,000	8.差入保証金差入支出	0
9.雑収入	264,807	9.特定資産積立支出	107,368,000
10.借入金収入	0	10.雑支出	3,860
11.特定資産取崩収入	56,112,000	11.他会計繰出額	0
12.固定資産売却収入	0	12.繰越金	0
13.出資金返還収入	0	13.予備費	0
14.差入保証金回収収入	0		
15.他会計繰入金	0		
16.繰越金	43,368,842		
合 計	284,157,156	合 計	268,877,501

令和4年度貸借対照表

一般会計 令和5年3月31日現在 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	69,582,293	0	69,582,293
2 固定資産	2,203,723,341	0	2,203,723,341
3 繰延資産	0	0	0
資産合計	2,273,305,634	0	2,273,305,634
II 負債の部			
1 流動負債	53,801,558	0	53,801,558
2 固定負債	57,306,019	0	57,306,019
負債合計	111,107,577	0	111,107,577
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	665,282,067	0	665,282,067
2 一般正味財産	1,496,915,990	0	1,496,915,990
正味財産合計	2,162,198,057	0	2,162,198,057
負債及び正味財産合計	2,273,305,634	0	2,273,305,634

令和4年度財産目録

一般会計 令和5年3月31日現在 (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	69,582,293	1 流動負債	53,801,558
2 固定資産	2,203,723,341	2 固定負債	57,306,019
3 繰延資産	0	負債合計	111,107,577
資産合計	2,273,305,634	III 正味財産の部	2,162,198,057

令和5年度土地改良事業報告

県営水質保全対策事業

県営水質保全対策事業（老朽化によるパイプラインの更新、パイプラインの耐震化）新岩倉用水地区において、丹羽郡大口町、一宮市地内で用水管の布設替及び分水工施設の更新工事が実施されました。

新岩倉用水地区 その16工事



管水路
布設状況

丹羽郡大口町
伝右一丁目
地内

新岩倉用水地区 その17工事



管更生
施行状況

一宮市
千秋町芝原
地内

木津用水土地改良区施行事業

補助事業(国・県より補助金交付のある事業)では、土地改良施設維持管理適正化事業により一宮市地内で青木川 三重堰の操作設備(油圧ユニット等)補修工事を実施し、単独土地改良事業では、北名古屋市内で合瀬川 十五ヶ堰の除塵機の爪部分の補修を実施しました。

土地改良区単独工事では、管理水路堤防の草刈りや防草マット敷設、水路・杵前浚渫清掃、除塵機の塵芥処分等を実施し、用水管理と施設維持に万全を期しました。

土地改良施設維持管理適正化事業(43期生) 三重堰操作設備整備補修工事



転倒堰
油圧ユニット
更新完了

一宮市
丹陽町重吉
地内

木津用水路堤塘整備草刈その1工事



防草マット
敷設完了

犬山市
木津地内

令和6年度土地改良事業計画

組合員の皆様の負担軽減を図るため、効率的・効果的な施設整備に努めるとともに各種補助事業を積極的に活用してまいります。

工種又は事業名	予定事業費(千円)	主な予定工事内容
水路堤塘工事	21,558	<ul style="list-style-type: none"> ○岩倉用水路漏水防止工事 ○水路整備補修工事 ○水路・杵前浚渫清掃工事 ○堤塘整備草刈工事 ○堤塘補修工事 ○既設ネットフェンス補修工事(各水系管理施設) ○看板製作設置工事(安全対策)
水門機器工事	14,400	<ul style="list-style-type: none"> ○分水工整備補修工事(各水系管理施設) ○十五ヶ堰水管理システム整備補修工事(北名古屋市) ○片場堰右岸取水ゲート整備補修工事(北名古屋市)
適正化事業	13,200	<ul style="list-style-type: none"> ○44期生・五条川天神堰整備補修工事(大口町)

令和6年度 取水計画

令和6年度の犬山頭首工からの取水量は次のとおりです。
 取水に関しましては十分配慮しておりますが、組合員の皆様方におかれましても営農計画及び事故防止にご協力をお願いします。

令和6年度取水計画表（犬山頭首工）

期 間	取水計画量 (m ³ /S)
3月26日(火) ~ 4月20日(土)	4.88
4月21日(日) ~ 5月25日(土)	6.86
5月26日(日) ~ 6月25日(火)	18.56
6月26日(水) ~ 10月15日(火)	16.88
10月16日(水) ~ 3月25日(火)	0.30

※上記の取水計画は気象条件、その他の都合により変更することがあります。
 なお、下記緊急時の場合は、犬山頭首工において取入水門の全閉操作を行うため、通水を停止します。

- ①地震発生の場合、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③木曽川洪水量が毎秒3,000m³を超えた場合

水難事故防止にご協力を

これから本格的な用水時期を迎え、本土地改良区でも水難事故防止に細心の注意を心がけており、各関係機関にも事故防止の協力をお願いしております。
 皆様方におかれましても、子供たちが水路の近くで遊んでいるのを見掛けたら注意していただき、水難事故防止にご協力くださいますようお願いいたします。

水路や堤防にゴミを捨てないでください
 土地改良施設は大切に使いましょう

本土地改良区では、毎年、水路や堤防に捨てられたゴミや除塵機にかかったゴミの処理に多額の費用を使っています。

特に、最近では廃棄家電品や家具類等の粗大ゴミの投棄が目立ちもし捨てている人を見掛けたら注意しましょう。

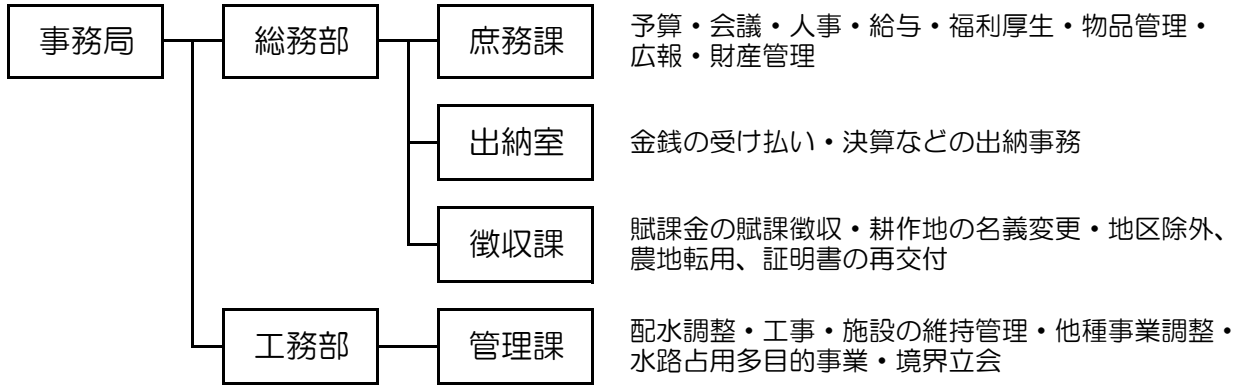
また、堰や水門がいたずらで時々壊されることがあります。

水路や堰、水門やきれいな水はみんなの貴重な財産です。みんなで守りましょう。

なお、油の流出事故等の水質汚濁を発見された時には、ご一報をお願いいたします。



木津用水土地改良区 事務局機構図



木津用水土地改良区は、農業用水路の維持管理を目的として、土地改良法に基づき愛知県知事の認可により設立された組織です。

木津用水土地改良区が管理する用水路、分水工に対しての配水調整及び施設の維持管理を行っております。

また、木津用水土地改良区から送られた用水は、市町の管理する水路や、地元土地改良区または地元が管理する水路を通じて、皆様の田へ供給されます。

木津用水路簡易浄化施設

国営新濃尾農地防災事業により、木津用水路が用排水分離構造に改修されたことから、農業用水の水質改善を目的として、同事業で丹羽郡扶桑町地内に簡易浄化施設が設置されました。

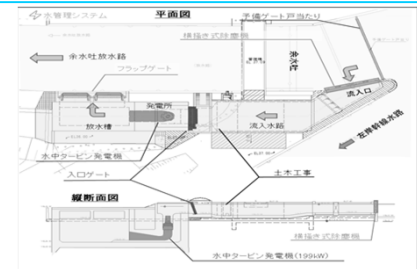
平成22年度より犬山市・扶桑町の経費負担により土地改良区で管理運用を始め、毎年度施設の維持管理と関係地点での水質検査を継続して農業用水の水質保全に努めています。



小水力発電施設

国営新濃尾農地防災事業により、犬山頭首工左岸導水路余水吐の水位を利用した小水力発電施設が建設されました。

運用開始は本年度秋ごろを予定しています。



新規採用職員紹介



新規採用していただきました林秀樹（はやし しゅうき）です。
私は生まれ育った地元で貢献したいと考え木津用水土地改良区に入ることを希望しました。学校で学んだ建築の知識を活かし、木津用水土地改良区の組合員の皆様のために働きたいと思っております。まだまだ未熟ですのでご指導のほどよろしくお願い致します。

◆お願いとお知らせ◆

令和6年度賦課金・決済金について

令和6年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

経常賦課金		決済金	
等級	賦課金	区域	決済賦課金
1	4,290円	木津用水 かんがい区域 全域	228,000円
2	3,900円		
(1,000㎡あたり)		(1,000㎡あたり)	

※一定の要件を満たす農地転用決済金等については譲渡所得の金額の計算上譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税担当部門におたずねください。

木津用水土地改良区賦課金納入について

用水利用の有無にかかわらず、当改良区の管内にある田（現況ではなく、登記簿上の地目が田）には賦課金がかかります。

賦課基準は **毎年4月1日現在の土地を対象** に賦課をされますので、組合員の死亡・土地の異動（売買・貸借・交換）等がありましたら速やかに届出をしてください。

競売を含む売買や相続等において組合員が変わった時点で、旧組合員に未納金があった場合は新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条：権利義務の継承及び決済）が生じますので納め忘れがないようご注意ください。

今年の賦課金通知書は **令和6年7月1日** に発送しますので、お手元に通知書が届きましたら納付の期限である **令和6年7月31日** までに下記の金融機関でのお支払いをお願いします。

なお、お支払いされる金融機関によって通知書（納付書）が異なるため二種類を郵送いたしますので、どちらか一方で納付をお願いします。（二重納付の誤りがないよう、納付後は残りの一方を破棄してください。）

取扱金融機関及び納付場所

- ◎ **愛知県下の農協** （水色の用紙）
- ◎ **ゆうちょ銀行** （赤色の用紙）
- ◎ **木津用水土地改良区事務所**

※上記以外の金融機関で納付される場合の**手数料**については、**個人負担**となりますので、ご注意ください。

賦課金の口座振替について

当改良区では口座振替による賦課金の納付ができますので、ぜひご利用ください。
詳しい手続きは下記のとおりです。

- ☆ **取扱金融機関** … **愛知県下の農協・全国のゆうちょ銀行**
- ☆ **申込み手続き**

木津用水土地改良区事務所の窓口にあります「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、印鑑・口座番号をご確認してから、お近くの取扱金融機関にご提出ください。

※振替日は7月31日の1日だけとなっておりますので、振替日が近づきましたら預金残高の確認をお願いします。万一、残高不足等で振替ができなかった場合は、新たに通知書（納付書）を郵送しますので、上記の取扱金融機関で直接お支払いをお願いします。

なお、今回手続きされますと来年度（令和7年度）から口座振替となります。

決済金について

決済金とは「土地改良法第42条第2項」及び「木津用水土地改良区地区除外等処理規程」に基づき徴収するものです。これは将来の維持管理費が残った農地に過重に負担がかからないようにするためのものです。

農地（田）を農地転用等した場合には改良区に農地転用等の通知書（地区除外の届出）及び決済金の納付をしてください。

公共用地（道路・河川・その他）として買収・寄付された農地（田）についても地区除外の届出及び決済金の納付が必要です。

届出がない場合は、従来どおり継続して賦課金が徴収されますのでご注意ください。

※「木津用水土地改良区手数料等徴収規程」に基づき、以下の手数料・調査費を徴収します。

農地転用に関する意見書、受理証明書	1筆につき	660円（消費税込）
その他の証明書、再交付	1筆につき	660円（消費税込）
農地転用に関する調査費	1筆につき	5,500円（消費税込）

※春日井市、北名古屋市、江南市、大口町の一部地域については決済金の割増がありますのでお問い合わせください。

組合員の異動は必ず手続きをしてください

下記のように組合員の資格等に変更があった場合には「土地改良法43条（組合員の資格得喪の通知義務）」の規定により自己申告で変更の届出をしていただく必要があります。

- ◎組合員が死亡した場合。
- ◎組合員が住所を変更した場合。
- ◎組合員が農地（田）を喪失又は取得（売買、賃借、交換、譲与等）した場合。

手続きに必要な届出用紙（組合員資格得喪通知書）は関係市町の農業委員会又は木津用水土地改良区事務所にありますのでよろしくお願い致します。

※市役所（農業委員会）に届出済、または所有権移転登記済であれば改良区の台帳も自動的に変更されるとお考えの方もいらっしゃいますが、直接木津用水土地改良区に届出がないと台帳は変わりません。

☆組合員資格得喪通知書、口座振替依頼書等は郵送することもできますので、その際はお問い合わせください。

賦課金とは？

賦課金とは、「土地改良法第36条」及び「木津用水土地改良区定款」の規定により、土地改良区が行う事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、組合員に対して課す金員のことです。

この金額は毎年3月に行われる通常総代会で決定されます。

当土地改良区の賦課金は水道のように使用した量により賦課されるわけではなく、施設の維持管理をするために必要な経費を面積割で算定していますので、**改良区の台帳に記載されている土地につきましては、転作地や休耕地にも賦課金はかかります。**

令和6年能登半島地震による被災者の皆様にお悔やみを申し上げます

令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。現在も非常に厳しい状況が続いておられる事と思います。一日も早い復旧と皆さまの日常に笑顔が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

穂積英一理事長が全国土地改良連合会の会長表彰を受賞

令和6年3月26日の全国水土里ネット表彰式において、穂積英一理事長の長年に亘る土地改良事業への貢献が認められ会長表彰を受賞されました。

また、令和6年3月28日の通常総代会におきまして、愛知県土地改良事業団体連合会の中根専務理事から表彰状の伝達が行われました。

受賞おめでとうございます



令和6年3月26日 全国水土里ネット表彰式にて
砂防会館



令和6年3月28日 令和5年度通常総代会にて
木津用水土地改良区3階大会議室

木津用水水管理対策協議会主催「水の週間」シンポジウム

小牧市長を会長とし、木津用水土地改良区が事務局を務める木津用水水管理対策協議会が主催する第43回「水の週間」シンポジウムが令和5年8月2日に小牧市まなび創造館あさひホールにて開催され、地域の皆様へ農業用水の大切さをPRしました。



講師 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所長 石島 光男 様
岐阜大学 流域圏科学研究センター 准教授
地域環境変動適応研究センター長 原田 守啓 様

※肩書は令和5年8月2日現在。